

平成 29 年 6 月 16 日

公益法人財団
神奈川労務安全衛生協会長 様

神 奈 川 労 働 局 長



労働保険手続等に係る電子申請及び口座振替制度の利用促進について

平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電子申請に関しては、平成 22 年 1 月から総務省による「電子政府の総合窓口」の電子申請システム（e-Gov）に統合され、利用頻度の高い行政手続については電子申請が可能となり、厚生労働省でも政府のオンライン利用拡大行動計画において、労働保険・社会保険の手続を重点手続の一部として掲げております。

電子申請は、労働局や労働基準監督署、公共職業安定所の窓口へ赴くことなく、24 時間、365 日、労働保険や雇用保険の手続きが可能であり、事業主等の個人のマイナンバーカードを用いることで、電子証明書を無料で取得することも可能となりました。当局としても、電子申請の利用を促進するため、労働保険の電子申請体験コーナーを設置する等の取組を行っているところです。

また、労働保険の申告書の電子申請とともに、労働保険料の口座振替制度をご利用いただくことで、金融機関等の窓口へ出向くことなく、翌年度（納期）以降も継続して口座振替によって納付することができます。振替手数料も要せず、第 1 期の労働保険料の納期限が最大約 2 か月延長されるというメリットもあります。

つきましては、労働保険の加入手続きや年度更新手続等、労働保険に係る各種手続きの際の電子申請及び口座振替制度の利用促進について、貴会の御理解、御協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様方への周知について特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。